

# 切実な思い、要望・声を受け止め、 多角的に

日本共産党国会議員団ジェンダー平等推進委員会から

高橋千鶴子 紙 智子 笠井 亮 山添 拓

藤野保史 畑野君枝 本村伸子 吉良よし子

岩渕 友 田村智子 倉林明子 井上哲士

大門実紀史 伊藤 岳

〈掲載順〉

日本共産党国会議員団のジェンダー平等推進委員会（委員会責任者・高橋千鶴子衆院議員）は二〇一〇年一〇月二〇日、国会内で会合を開きました。報告・交流された各分野の動向、議員団との間の取り組みを誌上再録します。また、

党中央委員会ジェンダー平等委員会と党国会議員団ジェンダー平等推進委員会が連名で、「第五次男女共同参画基本計画」策定に当たっての申し入れ（末尾に掲載）を行うことを確認しました（編集部）。

## 開会あいさつ



高橋千鶴子衆院議員

報告することがたくさんあると思いますが、お互いに時間を取りながら、この間の動きや前進面、課題について報告をお願いしたいと思っています。また、今後、機動的にやるために新しい体制を確認（別項）していただいたうえで、七つの分野から簡潔に報告をいただいてその後、意見交換をしていきたいと思います。

〔党国会議員団ジェンダー平等推進委員会の新体制〕

責任者 高橋千鶴子衆院議員  
事務局長 山添 拓参院議員  
事務局次長 本村伸子衆院議員  
同 岩渕 友参院議員

### ■国際人権問題

「ご苦労さまです。党国会議員団ジェンダー平等推進委員会に名前が変わってからは三回目の会議となります。委員会自体は一年に一回なのですが、その間、担当の方たちが、いろいろな分野の団体のみなさん、切実な思いで声を上げた方たちと結びついて要望を受け止めて頑張っています。それをみんなで交流してやっていこうと進めてきました。

今回はみなさんご存じの通り、今年の第二八回党大会で綱領を改定し、ジェンダーをしっかりと位置づけたこと、昨年のこのジェンダー平等推進委員会には、JCP Wi-

t h Y o u （ワイズ・ユー）事務局として参加をしてきていたわけですが、第二八回党大会後に中央委員会にジエンダー平等委員会が発足したことで、運動の面でも大きな前進のなかでの今回の委員会になつたのではないかと思います。



## 新資料が示す日本軍「慰安婦」設置の証拠

紙 智子参院議員

「慰安婦」問題にかかわって、とくに二〇一二年の動き

を中心に報告します。

二〇二〇年三月に、新たな日本軍「慰安婦」関連文書について、内閣官房補室に問い合わせたところ、フランスで新たに発見されたと報告を受け、その報告文書の翻訳をお願いしました。その後に日本軍「慰安婦」問題をずっと追及している「慰安婦」問題研究者の小林久公さんと紙事務所で、各々この文書の入手の経緯について外務省に回答を求めました。

外務省の回答は、韓国の報道を通じて二〇一九年八月に、フランスの海外領土資料館に「慰安婦」関連文書が存在している可能性が判明し、それを受けた在フランス大使館を通じて調査した結果、関連文書四点があることを確認。その内容についても、在フランス大使館、外務省本省で確認して、二〇二〇年一月に内閣官房副長官補室に報告されたということでした。

この「慰安婦」関連文書は、「東亜日報」の報道によるところ、日本軍が一九四〇年代にベトナムを侵略して、「慰安所」を運営していたことがフランス軍の公式文書で初めて確認されたもので、日本軍が侵略した場所ごとに「慰安所」を設置して運営していたがあらためて確認された、ということです。

文書は次のような内容です。

▽日本軍がハイフォン、バクニン、ハノイなどベトナム

北部の都市に「慰安所」を設置。

▽ハイフォンに進駐した日本の陸軍・海軍が、それぞれ「慰安所」を「ビエン湖畔」に設置。

▽将校、下士官、兵士に区分された三種類の「慰安所」を設置するものとし、設立資金はハイフォンのポールベル通りにある両替所で調達。

▽「慰安所」表記の地図二点も確認。

▽ハノイ市内の日本軍配置図にも「慰安所」が日本軍の主要施設とともに配置されていた。

このように、「慰安所」をどのような形でどこに設置したのか、資金調達はこういう形でやつてきたことなどが示された文書です。

こういう文書の存在について、いままで内閣官房に問い合わせても認めないということがたびたびありました。「慰安婦」問題について赤嶺政賢さんが質問をしたりしてきましたけれども、この間、日本軍「慰安所」の存在や、強制連行はなかつたと認めない答弁をしています。しかし、こういう文書が明らかとなっているように、日本軍が「慰安所」を設置してきた証拠がそろっています。

関係団体からの要請もあって、このような各省庁などから内閣官房副長官補室に集められた日本軍「慰安婦」問題の関連する文書を、私の事務所で保管しています。今後、

これらの大量の文書の保管方法について考えておきます。

いま、国会図書館に共産党だけではなくて野党も含めて提出された過去の「慰安婦」関係の質問主意書の全リストを依頼しています。

く後退をつづけています。そのなかで、杉田水脈議員の「慰安婦」問題での暴言、女性差別発言がなされており、「慰安婦」問題をきちんと追及し続け、国会で正しい解決に向けて話し合っていくことが必要ではないかと思います。

### 【一三回にわたって超党派で法案提出】

国会では、超党派で過去一三回にわたりて「戦時的強制被害者問題解決促進法案」を提出してきました（次ページ表参照）。自民党政権のときにくり返し出してきました。

最初のころは、民主党や共産党が独自に出したときもあるし、社民党が出たときもあるなど、それぞれの党がとりくんできました。それが、二〇〇一年の一五一国会から、野党が共同して提出するようになりました。政権交代したら解決すると奮闘するも、民主党政権下のときはこの法案は提出されず、そのまま止まっているという状況になっています。

一九九三年の「河野談話」では、慰安所の設置に軍が関与し、朝鮮半島からの「慰安婦」の募集は「総じて本人たちの意思に反して行われた」として旧日本軍の直接、間接の関与があつたことなどを認めておわびと反省を表明しました。一九九五年の「村山談話」では、戦後五〇年にあつて、国策の誤りと植民地支配、侵略を認め、反省とおわびを表明しました。この到達点は、安倍政権になつて著し

## 「日韓パートナーシップ宣言」の精神で解決を



笠井 亮衆院議員

杉田水脈議員の発言は、ジェンダー平等を敵視し、日本軍「慰安婦」と性暴力の被害者を再び傷つけるもので、性暴力根絶を求める運動への攻撃として許されません。女性の人権と尊厳を奪つた行為を肯定し、痛みを感じない態度はあまりに重大で、自民党的責任、総裁である菅首相の責任は重い。きちんと議員辞職を求めていく必要があります。

根底には、侵略戦争を肯定し戦前の日本を美化し回帰する動きがあるなかで、「慰安婦」問題をめぐつて歴史の眞実を否定することにたいして、徹底して事実を明らかにし

## 日本軍「慰安婦」問題をめぐる法律案

提案国会	法案名	提出者	審議経過
第136回(常会 1996年)	戦時性的強制被害者問題調査会設置法案	本岡昭次参院議員 外1名発議(新緑風会)	1996年6月13日提出 未付託のまま会期終了により審査未了
第147回(常会 2000年)	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案	本岡昭次参院議員 外5名発議(民主)	2000年4月10日提出 未付託のまま会期終了により審査未了
第149回(臨時会 2000年)	戦時における性的強制に係る問題の解決の促進に関する法律案	吉川春子参院議員 外2名発議(共産)	2000年7月28日提出 未付託のまま会期終了により審査未了
第150回(臨時会 2000年)	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案	本岡昭次参院議員 外5名発議(民主)	2000年10月30日提出／11月27日総務委員会に付託／11月30日趣旨説明聴取会期終了により審査未了
第150回(臨時会 2000年)	戦時における性的強制に係る問題の解決の促進に関する法律案	吉川春子参院議員 外2名発議(共産)	2000年10月30日提出 未付託のまま会期終了により審査未了
第150回(臨時会 2000年)	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案	清水澄子参院議員 外1名発議(社民)	2000年10月30日提出 未付託のまま会期終了により審査未了
第151回(常会 2001年)	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案	本岡昭次参院議員 外3名発議(民主、共産、社民)	2001年3月21日提出／6月18日内閣委員会に付託／6月19日趣旨説明聴取会期終了により審査未了
第153回(臨時会 2001年)	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案	円より子参院議員 外6名発議(民主、共産、社民)	2001年11月14日提出／12月5日内閣委員会に付託 繼続審査 第154回(常会02年)7月18日趣旨説明聴取／7月28日質疑継続審査 第155回(臨時会02年)12月12日参考人質疑 会期終了により継続審査
第156回(常会 2003年)	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案	岡崎トミ子参院議員外11名発議(民主、共産、社民、国連の一部、無所属)	2003年1月31日提出／7月23日内閣委員会に付託 繼続審査 第157回(臨時会03年)会期終了により審査未了
第159回(常会 2004年)	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案	岡崎トミ子参院議員 外12名発議(民主、共産、社民、無会の一部、みどり、無所属)	2004年6月9日提出 未付託のまま会期終了により審査未了
第161回(臨時会 2004年)	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案	岡崎トミ子参院議員 外8名発議(民主、共産、社民、無所属)	2004年12月1日提出 未付託のまま会期終了により審査未了
第162回(常会 2005年)	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案	岡崎トミ子参院議員 外8名発議(民主、共産、社民、無所属)	2005年2月28日提出 未付託のまま会期終了により審査未了
第164回(常会 2006年)	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案	岡崎トミ子参院議員 外7名発議(民主、共産、社民)	2006年3月29日提出／6月14日内閣委員会に付託／6月15日趣旨説明聴取 繼続審査 第165回(臨時会06年)継続審査会期終了により審査未了／第166回(臨時会07年)継続審査 会期終了により審査未了
第169回(常会 2008年)	戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案	岡崎トミ子参院議員 外11名発議(民主、共産、社民、無所属)	2008年6月10日提出 未付託のまま会期終了により審査未了

※民主=民主党、共産=日本共産党、社民=社会民主党、国連=国会改革連絡会、無会=無所属の会、みどり=みどりの会議

していくことが、ますます重要になっていくと思います。

政治の役割と課題という面では、日韓の議員連盟の役割も發揮しどきです。この間、新型コロナ感染拡大の影響で対面の交流が滞っていたのですが、この一〇月中旬に日韓議連の河村建夫幹事長が訪韓して、「日韓関係の現状を皆が心配し、何とか打開しなければいけない」ということで一致。両国政府が前向きに交渉する必要がある」と報じられています。

日韓議連役員会（一〇月二七日）に統いて、日韓・韓日議連合同幹事会が一月一二日、国会内で開かれました。新たに就任した金振杓（キム・ジンピョ）韓日議連会長、額賀福志郎日韓議連会長らとともに、日本共産党から議連幹事・法的地位副委員長の私が出席し、日韓関係の諸課題、両議連の今後の活動などについて活発に意見交換しました。

そのなかで両国首脳会談の早期実現の重要性を指摘した二〇一九年一一月の両議連合同総会の「共同声明」では、日本政府が過去の植民地支配について「反省」と「お詫び」を表明し、ともに未来を志向するとした小渕・金大中の「日韓パートナーシップ宣言」（一九九八年）の精神で、被害を訴える当事者の名誉と尊厳が回復されるよう、歴史問題の解決を求めています。

この立場で、菅新政権との関係でも迫っていくことが必

要だと考えています。菅首相が「継承する」といつている安倍前政権は、日本軍「慰安婦」問題でも、「徴用工」問題でも、過去、日本が犯した植民地犯罪に向き合おうとせず、被害者の名譽と尊厳を回復する責任を投げ捨ててきましたから。

紙さんからも大事な新しい資料の発見があつたという話がありましたが、「慰安婦」問題でも関係団体をはじめ、研究者や弁護士の方々が頑張つておられるので、そういう方々との意見交換の場を、このジェンダー平等推進委員会として持つたらいいのではないかでしょうか。

## ■民法改正

### 国会の責任で選択的夫婦別姓を実現する段階に

山添 拓参院議員



選択的夫婦別姓をめぐってのこの間の取り組みを報告します。紙さんの報告にあった杉田水脈議員は一月一二日に

も衆院本会議で選択的夫婦別姓を求めた国民民主党の玉木

雄一郎議員の質問中に、「だったら結婚しなくていい」と

ヤジを飛ばして問題になりました。

この選択的夫婦別姓について、この間、とくに通常国会の前半に院内集会、勉強会などが繰り返し開かれていて、他党も含めて、実現を求める声が強まってきたと思います。

安倍政権の言い分は、「夫婦の別氏の問題については、我が国の家族のあり方に深くかかわる事柄であり、国民の間にさまざまな意見があることから、引き続き、国民各層の意見を聞くとともに、国会における議論の動向を注視しながら、慎重に対応を検討してまいります」(二〇二〇年一月二三日、衆院本会議)というものです。

安倍首相は質問のたびに、この答弁のくり返しで、これしか言つていません。理由は二つで、「家族のあり方」論と、「国民のなかにさまざまな意見がある」ということです。「家族のあり方」論については、「同姓でなければ家族が壊れる。子どもが可哀想だ」というものですが、それが本当なのかという立場から、子どもの意見を聞くなどの院内集会が開かれました。また、「国民のなかのさまざまな意見」というのですが、「朝日」の世論調査で、選択的夫婦別姓について、六九%が賛成、反対が二四% (二〇二〇年一月二七日)、政府調査では三〇代は八四%が賛成といふことから、論拠としてはなかなか苦しいことになつてき

ているのではないかと思います。

#### 【司法が求める立法の責任】

ただ政府がこれのほかに依つてたつては、二〇一五年の最高裁判決で初めて夫婦同氏を定めた民法七五〇条について合憲判断を下したことです。そのときに最高裁は夫婦同氏を強制することが、憲法一三条の「個人の尊厳」や一四条の「法の下の平等」、二四条の「婚姻の自由」に違反しないとして、「女性に不利益はあるけれども、通称使用が広まることによって一定程度は緩和され得るのだ」ということで合憲としました。ただ、最高裁判決は合憲と判断したけれども、「この種の制度のあり方は国会で論ぜられ判断されるべき事柄」としているのであって、なおさら国会での議論が求められている状況にあるのです。この一五年の判決を受けて、一八年に三つの裁判が起こされて、いざれも高裁まで判決が出ていて、それぞれ請求棄却ということになつています。

そのなかの広島高裁判決では、「ただし、最高裁判決以降、多くの地方議会から選択的夫婦別姓（姓）制度の導入や国会での審議などを求める意見書が国会などに提出されていることや、女子差別撤廃委員会が我が国に対し本件各規程の改廃を行うようたびたび勧告していることなどは重く受け止めるべき」とそれでいるように、立法府に責任が

移つて いると思 います。

国への請願は、二〇一八年六月以降の二年余りで一〇〇の地方議会に広がっています。この意見書について、政府側も「意見書は各地方自治体の住民から選出された議員が議会の意見として決議したものでありますので、法務省としては真摯に受け止めております」（二〇二〇年六月四日参院法務委員会、高良鉄美議員への答弁）としています。

### 「パブリックメントを受けての変化」

今度の「第五次男女共同参画基本計画策定に当たつての基本的な考え方（案）」の記載に変化があります。もともとの「基本計画」の提案のなかではあまり踏み込んでおらず、「家族に関する法制についていろいろ検討する」といふ程度でしたが、パブリックメントを経て、実施するところには至つていませんけれども、かなり充実した記載になつたかと思います。

第九分野の男女共同参画の視点にたつた各種制度の整備のなかの「働く意欲を阻害しない制度等の検討」の部分で、こういう記載になつています。

「② 社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、改姓した人が不便さを感じることのないよう、旧姓の通称としての使用の拡大やその周知に取り組む【P】」  
〔③ 婚姻後も仕事を続ける女性が大半となつていてるこ

となどを背景に、婚姻前の氏を引き続き使えないことは不便であるとの声がある。このような状況を踏まえた上で、家族形態の変化及び多様化、国民意識の動向、女子差別撤廃委員会の総括所見等も考慮し、選択的夫婦別氏制度の導入に関し、国会における議論の動向を注視しながら検討を進めること【P】。また、女性の再婚禁止に係る制度の在り方等について検討を進める」

【P】という記載が原文に入っていますが、これは「P re」ということですから、案の段階でまだ決まっていない、文言としては確定していないということです。「第五次計画」の策定に向けて、いろいろ声を上げていくことでさらにもう一度余地もあるのではないかとかと思います。

菅首相は、選択的夫婦別姓について、過去に、「例外制度でもダメならもう無理」という雰囲気になつてしまつた。しかし、不便さや苦痛を感じている人がいる以上、解決を考えるのは政治の責任だ」（読売）二〇〇六年三月一四日）と述べていました。これは夫婦別姓を導入する法務省の案について、自民党のなかで通らなかつたときの菅さんの積極派としてのコメントです。政治の責任として選択的夫婦別姓問題の解決を考えるべきだと言つてはいるので、ぜひ今度の国会でも迫つていくことが必要ではないかと思つてます（会議後、臨時国会の予算委員会で小池晃書記局長が取り上げ、菅首相は「政治家としてそうしたことを申し

上げてきた」とには責任がある」と答弁しています。

## 「慎重に検討」から「検討」への変化をみていく



藤野保史衆院議員

選択的夫婦別姓について、山添さんの報告に少しつけ加えたいのは、一〇月九日に橋本聖子男女共同参画担当大臣が記者会見で、次の第五次共同計画に「選択的夫婦別姓について、国民がどう望んでいるかを向き前に検討すること非常に前進だと感じてもらえる」、政府として共同計画に、「しっかりと盛り込んでいくよう努力したい」とのべたことです。上川陽子法務大臣は、橋本担当大臣とちょっと違つていまして、記者会見で、山添さんが報告した二つの家族のあり方と国民のさまざまな意見をあげて「検討を」といういい方をしています。山添さんがいつたように、法務省は「慎重に検討」から「慎重」という言葉が取れて、「検討」になつてているのです。法務省が「検討」だとすると、微妙ですが見ておく必要があると思います。

## 懲戒権、嫡出推定制度の問題を議論



畠野君枝衆院議員

民法にかかわってですが、二〇一九年の児童虐待防止法等改正について、政府案も、日本共産党的野党案も「しつけ」を口実とする虐待を防ぐため、体罰の禁止を明記するなど提案し、与野党協議をへて修正案が全会一致で成立了。

しかし、民法八二二条には「親権を行うものは……監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができます」として「懲戒権」を定めています。

衆院本会議では野党共同で法案づくりに取り組んできた高橋千鶴子さんが、日本共産党を代表して質問し、私が共同提案者として答弁に立ちました。高橋さんは、体罰容認の根拠とされてきた民法八二二条の「懲戒権」を早急に削除するべきだと主張。安倍首相は、「二年を中途に在り方を検討する」と答え、私は、「二年を待たず早急に削除を

ふくめて検討する」と答弁しました。

そして、与野党の修正協議で、法案の附則に「政府は、この法律の施行後二年を目途として、民法第八一二条の規定の在り方について検討を加え、必要があると認めるときには、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」との検討条項が盛り込まれました。

現在、法制審民法部会で、「懲戒権と、民法七七二条の嫡出推定制度の二つの問題が議論されていることも合わせて報告しておきます。

■性暴力・DV・セクシュアル・ハラスメント

## 被害当事者、フ rawerデモなどの声が動かす



本村伸子衆院議員

は、まず被害当事者の方々やフ rawerデモのみなさんの声を国政に届けるという姿勢で努力し、フ rawerデモや関連するさまざまな企画に参加したり、連携したりしています。社会的な声を背景にして、被害当事者が入った、「性犯罪に関する刑事法検討会」が設置されて、論議がすすめられています。検討すべき論点をどうするかも焦点でしたが、「強制性交等罪の暴行・脅迫要件、準強制性交等罪の心身喪失・抗拒不能の要件を撤廃し、被害者が性交等に同意していないことを構成要件とするべきか」などが論点に入ったことは、一つの成果だと思っています。

そして、「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」の決定として、二〇二〇年六月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が出され、「幅広い意見を伺いながら、性犯罪に厳正かつ適切に対処できるよう、速やかに、かつ丁寧に、検討を進め、検討結果に基づいて、所要の措置を講じる」と書かれました。また、翌七月に公表された「骨太方針二〇二〇」のなかでも、この「強化方針」にもとづいて、「今後三年間を『集中強化期間』として被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発等を強化する。感染症に伴うDVの増加、深刻化を踏まえ、相談支援体制の充実などDV対策を強化する。また、安全・安心な面会交流のための具体策を検討する」と明記されました。

刑法の改正をめぐって、日本共産党国会議員団として

〔刑法改正〕

## この間の刑法改正にかかる日本共産党国會議員の質問

### ■山添拓参院議員2019年11月12日 参院法務委員会

○「意思に反する性交」が「国家が放置すべきでない重大な権利侵害」、現行の「暴行・抗拒不能の要件」の撤廃を要求。「暴行・脅迫要件」などは見直しの対象かと質問。

森法務大臣 「(検討対象を) 現時点では申し上げることは困難」「実態調査を来年春ごろまでにまとめる」、「(刑法改正の方向については) 適正に検討されるように期待したい」

### ■藤野保史衆院議員2019年11月27日 衆院法務委員会

○刑法性犯罪規定の改正などに向けて進めている判例調査に、フラワーデモの契機になった2019年度の福岡、名古屋などの四地裁で相次いだ無罪判決の分析は不可欠と指摘。刑事局長が「事案自体の判決書は収集」と答弁。

○知的障がい児者への性暴力を罰する要件を刑法に設けるべきであり、2017年の刑法改正時の法務省有識者検討会の提言、米、仏、独などの各国にも先例があると指摘。

森法務大臣 「委員の御指摘もございますので、充実した検討を行うことができるよう、私も適切に対応してまいりたい」と答弁。

### ■志位和夫委員長 2020年1月23日 衆院本会議

○「強制性交等罪の『暴行・脅迫要件』を撤廃し、同意要件を新設すべきではありませんか。いま、性暴力根絶を求めるフラワーデモが全国に広がっていますが、この声に政治が応えるべきではありませんか」

○「総理は、安倍政権のもとで、『セクハラ罪という罪はない』、『L G B Tは生産性がない』など、ジェンダー平等に逆行する発言が繰り返される原因はどこにあると認識していますか。自民党改憲案が『個人』ではなく『家族』を『社会の基礎的単位』とあえて位置づけ直したこと象徴されるように、男尊女卑に貫かれた戦前の『家制度』への逆行の思想が、根底にあるのではありませんか」

安倍首相の答弁（要旨）

【性犯罪要件見直し】平成29年度成立の刑法一部改正法の付則では施行後3年を目途に施行・施策のあり方に検討を加えることが求められており、被害者などの意見に耳を傾け、指摘の点を含め適切に対処していく。

【政権内のジェンダー平等逆行発言】女性差別、セクハラは重大な人権侵害だ。多様性が尊重されるべきはいうまでもない。発言が誤解を招かないよう、また関係者を傷つけないよう、細心の注意を払う必要がある。／自民党改憲案は家族のきずなを重視するもので、個人と家族とを対比して考えるものではない。

### ■本村伸子衆院議員 2020年2月25日 衆院予算委員会分科会

○「暴行・脅迫要件」があるために警察で被害届を出してもらえない（25%不受理・東京支援団体）、検察の判断は2000年の強姦の起訴率68.4%から、2018年の強制性交等の起訴率39.3%に低下し、6割が刑事裁判で門前払い、裁判でも2019年3月の名古屋地裁岡崎支部のような無罪判決が出るように、被害当事者に高いハードルを強いている

問題を指摘し刑法改正を求める。

森法務大臣 「法の不備、隙間がないよう、被害者が泣き寝入りしないよう、検討を迅速に進めたい」

○性暴力被害当事者として刑法改正を求めてきた「Spring」のみなさんは、刑法改正に向けた法務省の検討会や法制審議会の委員の半数以上を被害当事者や支援団体代表、被害者の事態を熟知する研究者・専門家などとするように求めており、その実現を要求。

森法務大臣 「被害者や支援に係る研究者、専門家等の意見を幅広く聞く体制で進めたい」

#### ■藤野保史衆院議員2020年3月10日 衆院法務委員会

○性犯罪の刑法改正に向けた法制審議会の委員に性暴力被害者当事者を任命するよう要求。

森法務大臣 「フラワーデモで性犯罪の被害者の方が声をあげて、全国を巻き込んで12回続いたことに非常に大きな意味がある。その方々の勇気に報いるために、私自身のリーダーシップを発揮して、なんとかそこにもっていきたい」

か」と聞くと、「フラワーデモなどの社会的な声があつたから」と答えました。この点からも、みんなで声を上げていけば、政治を動かすことができる、変えることができることを、性暴力の分野でも証明してきたのだと思っています。

党国会議員団のこの一年間の刑法改正にかかる国会質問は、それぞれ問題点、中心点をつきぱりにし、それぞれ大事な成果をあげていると思います（別項参照）。

#### 「ワンストップ支援センター、DV・虐待」

性暴力ワンストップ支援センターの拡充、婦人相談員の地位向上・処遇改善などについて重視して、質問などとりんできました。すべての子ども、学生さんに対して性暴力被害者ワンストップ支援センターの周知を求め質問。「強化方針」に「中学生・高校生に対してもワンストップ支援センターの存在を周知するため、広報資料を配布する」と盛り込まれました。内閣府の予算を見ると、「女性に対する暴力の根絶」は、今年度五億七〇〇〇万円、来年度の概算要求は一五億四六〇〇万円と増えていますが、財務省がカットする恐れもあり、まだまだ足りないのでさらに予算増額、人件費確保などをもとめて頑張りたいと思いま

DV・虐待をめぐっては、倉林明子さんがDV法の抜本

的見直しの検討・改善に早急に着手することを求めました。

また新型コロナ対策で、特別定額給付金をDV・虐待被害者が受け取れない問題を指摘し、くり返し個人給付を求めてきました。その結果、ホテルや友人宅に一時的に逃げていた場合は給付が可能となりましたが、逃げなければ給付されないという問題があり、個人給付にすることと世帯主制度の廃止が必要です。性虐待をうけている方をはじめ虐待で苦しむ学生さんは、世帯の所得と関係なく給付制の奨学金を受けることができるようになるという前進面もありました。

#### 〔包括的性教育〕

日本の場合、さまざまなものから的情報が氾濫する中で、子どもたちに、性や人権、個人の尊厳、不可侵性、性的同意の問題などをふくめて科学的な情報を伝えていくことが必要ですが、性教育が不十分という問題があります。中学の学習指導要領・保健体育では「妊娠の経過は取り扱わないものとする」とされ、正確な情報を教えることが難しい。ユネスコが、WHOなどと協力して性教育の指針「国際セクシュアリティ教育ガイドライン」を発表しています。このガイドラインを国として研究し、日本の性教育の構想に取り入れること、専門家などを交えて日本の性教育

について真剣な検討を行うことを質問し、文部科学省は「学校における性に関する指導の充実に努めてまいります」と答弁しました。

そういうなかで先ほどの「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」で「工夫した分かりやすい教材や年齢に応じた適切な啓発資料、生徒間での対話や議論を深める形式やアクティブラーニングの手法も取り入れた手引書等」の作成などが触れられています。内容は精査しなければいけませんが、やっと動きが出てきたところです。

#### 〔野党が共同で法案を提出〕

野党が共同で法案を提出してきました。就活生やフリーランスも保護の対象としたセクシュアルハラスメント（性的加害言動）を禁止する法案（二〇二〇年六月八日）、バージョンアップした「性暴力被害者支援法案」（二〇一八年六月一日）を衆院に提出したのですが、一度も審議されないまま継続審議となつており、悔しい思いをしています。やはり政権交代で早く実現したいと思います。

六月、性被害当事者として刑法改正を求めてきた「Spring（スプリング）」のみなさんから、私たち議員に国会で性暴力にかかる質問をしたことへの「感謝状」をいただきました。声を上げているみなさんにこそ感謝しています。

# 性的搾取許さない 包括的な性教育の必要性を 求める



吉良よし子参院議員

切実な思い、要望・声を受け止め、多角的に

コロナ禍での下、中高生の妊娠相談が増えたという報道をうけて、二〇二〇年五月二一日に、参院文教科学委員会で質問しました。とりわけ、相談において、SNSなどのつながりで買春被害などの性犯罪に巻き込まれている例が目立つこと、そもそも、虐待などで家に居場所がない上、自肃要請で、バイトなどの行き場もお金もなくなっている少女たちに、性的搾取を目的とした大人が付け込んでいる深刻な事態が起きていることを告発し、子どもたちに対する性的搾取は許されないこと、学校をはじめ民間NGOなどの相談支援体制の充実と、緊急避妊薬の周知、避妊方法を含めた正しい知識を伝える包括的な性教育の必要性を強く求めました。

それに対し、文部科学大臣から、「情報はどんどんあふれているわけですから、間違った情報から誘導されてこ

ういう被害に遭う子どもたちがあつてはならないと思いますので、いわゆる性教育の在り方といいますか、もう時代に合った対応をしていかないと子どもたち守れないということをあらためて感じた」という答弁を引き出しました。

引き続き、正しい避妊法などの情報を、男女ともに正確に知らせると同時に、相手の体を大切にすることや、嫌なことは嫌だと言える対等な人間関係を結ぶことの大切さなどを全般的に学べる性教育の充実へ、力を合わせたいと思います。

## ■女性の政治参画



岩渕 友参院議員

## 検証を踏まえて参画法の見直しに向けて議論

「政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟」があります。この議連が、「政治分野における男女共

同参画の推進に関する法律」の見直しに向けて、ワーキングチームが立ち上がって、いま議論をしていますので、報告をします。

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」は施行から一年余りがたちます。理念法として、「政党の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることをを目指し」、政党が「自主的に取り組むよう努めるもの」としています。政党の自主性が大事です。

日本共産党は昨年の参院選でも比例の女性候補者が五割を超えて、次期衆院選でも比例の女性予定候補は二〇二〇年一月時点で五割を超えています。

一方で、他党は女性候補の擁立がなかなか進まず目標には届いていない現状にとどまっています。こうしたなか、法的拘束力を強めたいという声が他党の議員から出されました。



畠野君枝衆院議員

## さまざまな団体と交流して

国会閉会中はリモートで会議を行い、第二〇三回臨時国会中の一月にやっと国会内の会議が開かれることになりました。また、この間、超党派の地方議員から要望をうかがってきました。

解散総選挙があるのでないかという情勢のもとで、本格的な議論はこれからですが、次の選挙では、女性議員が増えた!という前進をつくりたいと思いますね。

政治参画がどれだけ進んだのか検証しながら一年かけて議論を行って、「二〇二一年五月には各党の調整を終えて、議員立法として提出したい」ということが二〇二〇年六月の総会で、議連の会長から示されました。議連のワーキングチームには、各党から代表が参加していて、共産党は畠野さんと私がメンバーです。上智大の三浦まり教授がアドバイザーとして参加しています。

私は「政治分野における男女共同参画推進法」の創設にかかわったこともあって、さまざまな女性団体と交流していました。この推進法については、毎年、五月二三日の法施行記念日に集会が開かれているのですが、二〇二〇年は新型コロナウイルス感染症の拡大によって開けませんでしたので、ホームページでメッセージを紹介する形になりました。そのほか、オンラインでの集会などにも参加してきま

ました。

「クオータ制を推進する会」（「Qの会」）のみなさんから要望があつて、岩渕さんからも話があつた議連の各党女性議員といつしょにオンライン集会で、私たちの取り組みについて紹介しました。

たとえば、「次期衆議院選挙で女性議員増の目標と取り組みについて」は、第二八回党大会で、「あらゆる選挙で女性候補の比率を高め、女性議員を増やすことに力を注ぐ」という方針を決めたことを紹介したうえで、人口構成・党員構成にふさわしく女性の候補・議員を五〇%に近づけることを追求し、創立から九八年にわたり男女平等を掲げてきた党としてジェンダー平等の議会を築くために力を合わせることを述べました。

二つ目に、「新型コロナウイルス対策をどのようにジェンダーの視点・女性政策に盛り込んでいるか」については、医療・福祉従事者の七割以上が女性であることや、働く女性の多くは低賃金・不安定な非正規雇用労働者であり、コロナによる経済危機の下では真っ先に切り捨ての対象になること、全国いつせい休校にともなつて仕事を休んで、子どもたちの面倒をみたり、高齢家族の感染防止のケアや介護を担っているのも多くは女性であること、外出自粛と生活不安のストレスが家庭内でのDVや虐待の危険を

高めていることを指摘。

そのうえで、国連女性機関が、各國政府に対し、「コロナ対策が女性を取り残していいなか」と問い合わせ、「ジェンダーの視点に立った対策は、女性のみならず社会のすべての構成員に良い結果をもたらす」と強調したということをふまえて、ジェンダー視点で取り組みを強く求めるし、いつしょに声をあげようとよびかけました。そして、「この間取り組んできた主な対策」として、一人一律一〇万円の給付金を、DV・虐待被害者が避難先で直接受け取れるようくり返し求め、実現してきたことなどを紹介しました。この給付金の問題は、受取人を「世帯主」としたことになります。「世帯主」規定の廃止を日本共産党は強く求めていたと訴えました。

もう一つ加えると、医療関係者も含めて、妊娠中の労働者が新型コロナに感染する恐れがあるのに休めないということが問題になりました。妊娠中の働く女性が安心して仕事を休めるように対応を求める声が高まり、一人上限一〇〇万円まで賃金を助成する「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金」が実現しました。ただ、病院に行つて診察しなければ「母性健康管理指導事項連絡カード」（母健連絡カード）が書いてもらえないという問題があつたので、交渉して電話でもい

いということにしたり、九月三〇日までだった周知期限を、周知が徹底していないこともあります。二二月末まで延長されることになりました。休暇取得期限は二〇二一年一月末となっています。

## 市民連合の政策要望を受け て



田村智子 参院議員

「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」のみなさんが、次期総選挙で歴史的な転換をとの立場で「立憲野党の政策に対する市民連合の要望書—いのちと人間の尊厳を守る『選択肢』の提示を」を発表し、野党への申し入れを行っています。そのなかに、「配偶者控除、第三号被保険者などを見直す」と盛り込まれています。これは「世帯主」規定の廃止を呼びかけたことと呼応するものだと思います。税・社会保障について政府は、主たる生計者である夫＝世帯主、世帯収入を補足する妻、そして子ども

も、という「モデル世帯」を「標準」とすることが多くあります。この「モデル」から外れると——シングルマザーなどが象徴的ですが、収入に対しても負担が重くなり格差が拡大するという問題にもなってきます。税・社会保障が格差は正となるようにという論点での検討が必要になつてくると思います。

もう一つ、政治分野での「議員間男女同数化」ということも盛り込まれています。実は、列国議会同盟（I P U）は、二〇一二年に「ジェンダー平等議会のための七つの行動計画」を採択し、その第一に女性の議員を増やすことが掲げられています。その理由として、ジェンダー平等の政策を前進させるためということを明確に示しており、たんに女性が増えればいいという考え方ではなく、ジェンダー平等政策の推進のために女性議員が増える必要があるといふことが据えられていることは大変重要だと思います。さらに女性議員を増やすために必要なことは、女性候補者を増やすこと、議席を得るよう位置づけること——これが国際標準の考え方となっています。さらに議会での重要なボストンに女性議員を登用することなども提起されています。日本共産党としても国際的な取り組みから学びたいし、議会運営ということでは超党派でも「七つの行動計画」について議論できるのではないかと考えています。

## ■労働分野での平等

### コロナ禍で失われる女性の雇用



倉林明子参院議員

切実な思い、要望・声を受け止め、多角的に

この間、非正規労働者が正規労働者との不合理な格差の是正を求めた訴訟の最高裁判決が相次いでいます。一〇月一三日には、非正規労働者への賞与や退職金を支払わないことは、「不合理な格差とまでは言えない」とした最高裁判決がきました。日本郵便の期間雇用社員が訴えた裁判では、住居手当や年末年始勤務手当、扶養手当、夏季・冬季休暇、有給の病気休暇などを支払わないのは不合理だとの判決が出ました。ボーナスや退職金など大きいものは認めない、各種手当については認めるという流れができてきているということです。ただ、これがすべてということではなくて、一つ一つの事例について指摘しているところが

あるので、今後さらに「均等待遇」というところで同一価値労働同一賃金をもとめていく議論が必要だということです。新型コロナの感染拡大の影響で非正規雇用も含めて女性の雇用が失われる深刻な事態になっています。「日経」によれば、女性労働者が多い宿泊、飲食、小売りなどの業種が打撃を受け、七カ月で八七万人の雇用が失われたとしています（二〇二〇年九月六日付）。

また、労働政策研究・研修機構が報告を出しています。

「コロナショックの被害は女性に集中」（周燕飛主任研究員）として、リーマンショックのときには男性雇用者の多い製造部門での雇用調整がおきたが、コロナショックでは主に宿泊・飲食、生活・娯楽産業など女性雇用者が多い産業が壊滅的なダメージをうけ、通常の不況期に比べて女性の雇用減が目立つこと、さらに、いつせい休校・休園や外食機会の減少によって、家事や育児の負担がふえることでの就業の抑制につながっていると指摘しています。

女性の雇用者数は、昨年末からの七カ月間で三・二%減り、男性労働者〇・八%減より二・四ポイントも高く、完全失業率の上昇も男性〇・四ポイントに対し女性〇・五ポイントと女性が〇・一ポイント上回っていること、七月末現在でみても女性の休業者比率は男性の三・九倍であり、

とくに一八歳未満の未成年の子どもを育てている女性雇用者の回復が鈍いと指摘しています。

このように、コロナ禍の下で、女性の雇用に大きな影響が出ているうえに、家事負担が重いからとなっています。今後、中小零細の事業者への影響がさらに深刻になる可能性があるなかで、次の国会論戦も含めて女性の雇用がどうなっているかに視点を当てた取り組みが必要になっています。

## 女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准に向けて



井上哲士参院議員

二〇一九年三月に、「女性差別撤廃条約実現アクション」というNGOのネットワークができ、同条約の実効性

強化のための個人通報制度をもりこんだ選択議定書の批准を求める運動が広がっています。

一方、政府は、七月二一日に開かれた男女共同参画会議

の専門委員会に示された第五次男女共同参画基本計画策定にあたっての「基本的考え方」素案では、「指導的地位に占める女性の割合を三〇%程度とする」という目標を、現在の計画の目標である二〇二〇年を断念して、「二〇年代の可能な限りの早期」に先送りしました。第二次安倍政権は「女性活躍」を「政府の最重要課題」として看板政策にかかげて、安倍首相自身が「二〇二〇年」を国際公約にしたものですが、ところが責任ある検証もないまま目標を先送りしました。「指導的地位に占める女性の割合」が低いことが、国際的なジェンダー・ギャップ指数が下がっている一番の原因になつております。その目標を先送りするという点での逆行が起きています。日本はますます世界の流れに取り残されることになります。

### 〔二つの問題への危機感〕

アクションのみなさんとの懇談では二つの問題での危機感がだされました、一つはジェンダー・ギャップ指数が前年

切実な思い、要望・声を受け止め、多角的に

# 希望は 政治に ある

小池晃対話集

定価・本体1600円+税

多彩な学者・  
文化人の方々との  
対話集!

重松清さん  
浜矩子さん  
香山リカさん  
なかにし礼さん

室井佑月さん  
大瀧雅之さん  
内田樹さん  
中島岳志さん  
中野晃一さん

《対話者一覧/掲載順》

新日本出版社

☎03-3423-8402  
FAX 03-3423-8419  
〒151-0051 東京都渋谷区  
千駄ヶ谷 4-25-6

より一一位下がつて五三ヵ国中一二位にまで落ちたと  
いう問題です。もう一つは、男女共同参画第五次総合計画  
策定の議論の過程で、外務省が、第四次総合計画にある、  
選択議定書の「早期締結について真剣に検討を進める」と  
いう文言から「早期」を削りたいとしていることが資料で  
明らかになつたことです。この二つのことに非常に危機感  
をもたれていて、ぜひ質問してほしいと要請を受けまし  
た。

質問では、日本が、一定の前進はありながらもジェンダ  
ーギャップ指数の順位がどんどん落ちており、女性差別撤  
廃条約発効後の世界の流れに取り残されていると指摘し、  
世界の進歩のてこになつているのが選択議定書の批准であ  
り、未批准の日本は遅れないと問題提起して、「早期」  
という言葉を取るのではなく、むしろ加速すべきだと求め

ました。そうすると、茂木敏充外務大臣は「検討の加速が  
正しい方法」「課題、障害の早期解決」と明確に答弁しま  
した。

## 「大きな障害はクリアされている」

それでは、選択議定書を批准し、個人通報制度を受け入  
れるうえでの「課題、障害」とは何かということです。個  
人通報制度は、一九七六年に発効した国際人権規約の選択  
議定書に定められ、その後、日本が批准している人権に関  
する国連の条約——自由権規約、社会権規約、女性差別  
撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約など八つ  
の条約の本体やその選択議定書に定められています。これ  
らの個人通報制度については、日本は批准しない今まで  
す。

この問題は、自由権規約のときから長い論議があつたので、振り返ってみました。大きいくうと、政府からは二つ論があつたのです。一つは、自由権規約の選択議定書を批准しない理由について、こういう制度が「実効性、有効性に疑問がある」ということでした。それがある時期から「人権の国際的な保障のための注目すべき制度」と変わりました。どのような検討の結果から変わったのかがきちんと国会で説明されてこなかつたので、今回、茂木大臣にその点を質しました。茂木大臣が、国際的に個人通報制度の受け入れ国が増加して実際に機能しているという実態をふまえて、「注目すべき制度」という見解に至つたと認めたことは重要だと思っています。

もう一つが、個人通報制度の有効性への疑問が解決して「注目すべき制度」と答弁が変わつて以降、強調されるようになった「司法権の独立への懸念」ということでした。しかし、個人通報制度は、裁判所の事実認定には介入せずには、勧告には法的拘束力はありません。司法権の独立を理由に受け入れない国は日本以外にないと指摘されています。

民主党政権のときの二〇一一年、私はこの問題を取り上げて質問しました。当時、黒岩宇洋さんが法務大臣政務官で、「個人通報制度の導入自体が我が国の司法制度と相い

れないという意味ではございません」と明確に答弁しました。この答弁は、法務省のなかで「黒岩答弁」といわれてゐるそうです。この立場が、いまの自民党政権になつても受け継がれ、三月の私の質問にも、「必ずしも相いれないとは考えておりません」と答弁しています。

このように「実効性、有効性への疑問」「司法権の独立への懸念」という大きな障害は、国会の議論を通じて基本的にはクリアされているのです。

#### 【一刻も早い批准にむけて】

現在、問題は具体的に受け入れをどうするかという段階になつてきています。ところが、担当者から説明を聞くと、例えば勧告が出たらどの役所が訳すのだと、そんな話が出てくるのです。そのような細部のことまで検討してから決断するということになればいつまでたつても批准できません。批准することを決断して、具体的な対応方針は事案の内容に即して決めていけばいいことです。そう迫りますと、茂木大臣は「論点というのは明らかなわけでありますから、これを関係省庁との間でするする引つ張るということではなくて、しっかりと議論をして、どこかで結論を出さなきやならない問題だと、考えております」と答弁しました。この答弁は、関係者のみなさんに喜んでいた

だいています。

問題は、「検討する」といいながら実際には少しも進んでおらず、関係省庁の研究会も一九年四月を最後にやられていません。さらに批准を求める声と運動を広げ、一刻も早い批准を実現することです。

参議院外交防衛委員会では、二〇〇一年に選択議定書の

批准を求める請願を全会一致で採択して以来、二〇一六年まで一八回にわたって採択しています。ところが、二〇一六年参院選で維新の会が議席を得て、翌一七年の通常国会

の際に、採択に同意せずに保留しました。一八年の請願審

査では維新の会は採択を表明しましたが、今度は自民党が保留に回り、それ以来、保留が続いて、採択が途絶えています。

ただ、二〇二〇年の通常国会では自民党的武見敬三議員が紹介議員となり、自民党理事からは「委員会で井上議員にていねいな議論をしていただいたが、党内でさらに議論が必要なので保留したい」との発言があるなど変化もあります。

「アクション」のみなさんは、早期批准をめざして、各党・会派に働きかけを強めておられ、野党共闘として取り組んでほしいと言っています。さらに、積極的に対応したいと思っています。

## 所得税法五六条問題をどう 考えるか



大門 実紀史 参院議員

所得税法第五六条の廃止問題について報告します。

「所得税法五六条を廃止せよ」という運動は、「個人事業主の下で働いている家族の給与を経費で認めろ、それを認めない第五六条を廃止しろ」ということです。家族従業員は妻だけではなく、息子さんの場合もあれば、おじいさんの場合もありますから、女性だけの問題ではありません。

しかし実態として、家族従業員という場合、ほとんどが妻であることから、全商連婦人部など女性団体から、女性の地位向上という点で、五六条廃止の運動が位置付けられてきた経過があります。

財務省は家族従業員の給与を認めると、世帯のなかで家族従業員に給料を支払ったことにして、事業主の所得を分割し、税負担を逃れる可能性があるといいます。だから厳

格な記帳義務のある青色申告にすれば家族従業員の給与を認めるとしてきました。財務省は一貫してこの問題を女性差別と考えてきませんでした。「妻であろうが息子であろうが、青色申告にしてくれば、支払い給料を認めます」の一点張りで、国会質疑も長い間、平行線のまま動かない状況でした。

二〇〇九年に与謝野馨財務大臣のときに、私が、「そもそも働いている実態があつて、それに見合う給料を税法ごときが否定していいのか」という論を立てて質問しました。与謝野大臣は、「それはそうかも知れない。研究させてくれ」ということになつて、実際に「廃止したらどうなるか」という研究が始まつたのです。財務省は、五六条を廃止した場合の税収減や、外国の事例などを研究してくれました。また五六条の廃止ではなく、白色専従者控除の額の引き上げも検討されました。しかしその後、政権交代もあり研究、検討は途中でストップしていました。

この間、全商連婦人部の自治体請願活動の前進もあり、財務省に前向きな対応を要請してきました。

その中で、現在、一番の懸案事項になつているのが、五六条を廃止した場合、すなわち白色申告でも家族従業員の給料を実額で認めたとした場合、いまある白色専従者控除（妻の場合、八六万円控除できる）がなくなつてしま

う問題をどう考えるのかということです。この点は、現場の方々に直接、利益、不利益が及ぶ問題ですので、各団体でも現場の要望をよく聞いて議論して頂く必要があると思っています。

## LGBT（性的マイノリティ）

広がるとりくみ、つながり  
懇談すすめて



伊藤 岳参院議員

この間、LGBT法連合会や、同性パートナーシップ・ネットなどLGBT当事者団体とつながり、懇談などをしてきました。当事者が受ける困難は、社会生活のあらゆる局面に存在し、この一〇年ほどで政治課題として浮かび上がっています。

LGBT法連合会の五周年集会で報告された資料から特徴的なものを紹介します。厚生労働省委託「職場における

「ダイバーシティ推進事業」で、企業、労働者向けにおこなったアンケート調査、関係団体や企業への訪問、ヒアリングの結果の資料があります。

「企業における性的指向・性自認に関する取組」の実施状況は全体で一〇・九%、一〇〇〇人以上の企業で四三・一%です。取り組みの実施時期は五年以内に取り組みを始めた企業が七割ということです。LGBT（性的少数者）の当事者が、どんな職場環境を望んでいるのかということ

では、LGBとTでは当事者の望む施策が違うという報告などがありました。それによれば、LGBの望む施策の上位は、福利厚生での配偶者・パートナーの扱い、性的マイノリティに関する倫理規定、トイレや更衣室などの施設利用上の配慮が上げられています。Tでは、性的マイノリティに関する倫理規定、トイレや更衣室などの施設利用上の配慮、性的マイノリティに関する取り組み方針についてのトップメッセージの発信という順で、職場環境の具体的な整備改善を求めています。

国内の動きですが、LGBT平等法制定を求めるキャンペーンというものがこの間行われています。LGBT法連合会では、二〇一五年の四月、七月、二〇一九年の三月と三回、三五四項目にわたる当事者の「困難リスト」を作成し、社会の課題としてまとめ国政に届けています。

日本学術会議も二〇二〇年九月二三日にLGBTに関する提言を出して、二〇一〇年代から急速に発展した国連の人権基準や法改正の国際的動向にそくして「人権モデル」に則った保障や「立法府での速やかな法の制定を望む」としています。

一〇月一一日、性的少数者の情報発信拠点「プライドハウス東京レガシー」が、に新宿区内に開設されました。これは東京オリンピック・パラリンピックが「多様性と調和」をコンセプトの一つに掲げ、性別や性的指向などの違いを認め合う大会にしようと呼びかけていることから世界初の公式活動拠点ができたということです。

また、東京・港区では、男女共同参画条例の改正で、LGBTなど性的少数者の「性別表現の自由」を保障する全国初の条例が四月から施行されました。自認する性に基づく学校や職場での制服選択を後押しするものとして注目されています。

同性カップルを認めるパートナーシップ条例は、全国で六〇自治体（二〇二〇年一〇月一日現在）に広がっています。日本共産党が二〇一九年六月に提言「個人の尊厳とジエンダー平等のために——差別や分断をなくし、誰もが自分らしく生きられる社会へ」を発表したときには二〇自治体でしたから、短期間に四〇自治体増え、三倍になつてい

るというのは、大きな前進です。とくに政令市が増えました。

二〇政令市のうち半分以上の一二の政令市がパートナーシップ条例導入自治体となっていることは、貴重な前進

ではないかと思っています。昨年六月、日本共産党を含む野党三党は性的指向にかかわらず平等に婚姻が認められる「婚姻の平等」を実現する法案を国会に提出しました。

埼玉では、性別や年齢を問わず「成(な)りたい人になる」ことを祝福し合うLGBT成人式が開催されています。私も参加しましたが、地元でパートナーシップ条例制定をめざす運動を広げようという取り組みです。各県、各地域でいろいろな当事者団体と連携し、取り組みを大いに応援していきたいと思います。

## まとめ

### 高橋千鶴子衆院議員

盛りだくさんの内容が寄せられたと思います。検討を進めなければならない課題や、臨機応変に議論をしてジェンダー問題の解決へ、これからも目に見える活動をしていきたいと思います。これからもよろしくお願ひします。

資料

コロナ危機で明らかになつた格差と遅れを打開し、ジェンダー平等社会の実現めざす実効性ある計画に――「第五次男女共同参画基本計画」の策定に当たつての申し入れ

一〇二一〇年一〇月一八日

日本共産党中央委員会ジェンダー平等委員会  
日本共産党国会議員団ジェンダー平等推進委員会

今年は、国連の女性差別撤廃条約を日本が批准してから三五年、戦後七五年の節目の年です。日本はジェンダーギャップ指数で一二一位と世界の水準から大きく遅れています。第五次計画は、遅れの原因を深く分析し、女性差別撤廃条約等の国際基準と、両性の平等を定めた日本国憲法を政策の土台に据え、女性たちの切実な声と願いに正面からこたえた内容にすること、LGBTに関する差別の撤廃と権利擁護を含むものにすること、必要な法整備、予算と権

限をもつ推進体制の整備を盛り込んだ実効性ある計画にす  
ることが不可欠です。

新型コロナウイルスの感染拡大は、日本社会の深刻なジ  
エンダー格差を改めて浮きぼりにしました。第五次計画で  
は、コロナ後の社会を展望し、人権、国民の命と暮らしを  
守ることを最優先に、社会のあらゆる面でジェンダー平等  
を推進する方針をうちだすことが求められます。

一〇月に示された「基本的な考え方」は、五六〇〇件以  
上にのぼったパブリックコメントをはじめ女性、国民の世  
論と運動を反映し、女性に対する暴力の根絶や健康支援な  
どをめぐり大幅に加筆されたことは前進です。計画策定に  
当たつてさらなる充実を求め、以下、申し入れを行いま  
す。

一、政策・意思決定の場に「男女半々」の目標を掲  
げ、本気の取り組みを（第1分野）

しで達成した国・組織も生まれるなど努力が進んでいま  
す。

——日本でも「二〇三〇年までに男女半々」の目標を掲  
げ、積極的差別是正措置を活用した実効性ある本気の取り  
組みを進めること。

——政治分野での男女平等を前進させるために、両立支  
援、セクシュアル・ハラスメント防止、議会や選挙制度の  
民主的改革などの条件整備を行うこと。

二、男女ともに人間らしく働き続けられる労働ル  
ルの確立を（第2分野）

——家族的責任を持つ労働者の時間外労働や深夜労働、  
転勤などを制限し、男女ともに生活時間が保障される労働  
ルールを確立すること。特に時間外労働については一日當  
たりの時間規制に踏み出すこと。

第五次計画案が「二〇二〇年までに指導的地位に女性  
が占める割合」三〇%という従来の目標の達成を断念  
し、「二〇二〇年代の可能な限り早期」に先送りしたこ  
とは重大です。国連をはじめ世界では、二〇三〇年まで  
に男女の完全な平等＝五〇%五〇%を掲げ、すでに前倒  
と。

——男女間の賃金格差の解消に向け、目標・期限を明確にして取り組むとともに、女性活躍推進法に基づく企業の情報公表義務の対象に「男女別の賃金」を入れること。

——均等待遇原則、同一価値労働同一賃金、ハラスメント禁止などを、ILO条約をはじめとする国際基準で法制化すること。

### 三、医療、介護、保育などケア労働従事者の待遇改善を（第2分野）

自肃・休業要請のもとでも仕事を休まず、社会の基盤を支え、命を守ってきた分野は女性労働者が多い分野でもあります。ケアを大切にする社会をつくることを基本計画の柱に据えるべきです。

——医療、介護、障害福祉の分野では、抜本的な増員と賃上げを公的責任で行うこと。労働者の夜勤回数や妊娠の勤務を制限し、患者・利用者へのケアを十分に行える職員配置とすること。

——保育・学童保育の分野では、職員の抜本的な待遇改善を進めること。感染症対策の観点からも、低すぎる職員配置基準・面積基準を抜本的に引き上げること。

### 四、女性に対するあらゆる暴力の根絶と健康支援のために（第5分野、第7分野）

——刑法性犯罪規定について、暴行脅迫要件の撤廃、同意要件の新設、地位関係利用型の犯罪化、公訴時効の廃止、性交同意年齢の引き上げなど、性被害の実態に見合った改正を早急に進めること。

——ワンストップ支援センターに対する予算の抜本的な拡充など、性暴力、DV・虐待被害者支援を緊急に強めること。

——婦人保護施設、児童相談所や一時保護施設などの公的支援サービス、民間の被害者支援団体への予算を拡充し、安定した継続的支援を可能にするための条件を整備すること。

——性暴力・DV被害者に対する警察の対応を改善するため、性犯罪専門部署・担当官の設置と研修プログラムの充実を図ること。

——科学的な根拠にもとづき、子どもの年齢・発達に即した包括的性教育を、公教育に導入すること。

——リプロダクティブ・ヘルス＆ライツ（性と生殖に関する健康・権利）を保障するため、安全な妊娠・出産のた

めの周産期医療体制の充実とともに、避妊薬と緊急避妊薬

を安価で入手しやすくなること。中絶薬を早期に認可し、

中絶医療を国際水準まで高めること。

を進めること。

## 六、女性差別撤廃条約と憲法の全面実施の立場でジエンダー主流化を（全体）

### 五、女性の貧困や困難の解決へ、社会保障の充実と賃上げを（第6、第9分野）

——ひとり親など経済的困難を抱える家庭に対し、児童手当・児童扶養手当の増額、教育の無償化、生活保護制度の拡充など、総合的な支援を強化すること。

——中小企業支援と一体に全国一律最低賃金を一五〇〇円に引き上げること。

——非正規雇用労働者の正規との均等待遇を進め、女性の賃金を抜本的に引き上げること。

——「自助、共助」の名で福祉・年金・社会保障制度の改悪・負担増を進めるのではなく、ジエンダーの視点に立つて最低生活制度を構築し、どのような生き方を選んでも安心して暮らせる制度を目指すこと。

——税と社会保障は、応能負担の原則に立ち、無収入や低収入の人への軽減措置、課税最低限の引き上げ、最低保障年金制度の確立、生活保護の拡充など、総合的・段階的な制度設計で、労働者・国民負担とならないよう制度構築

諸外国はジエンダー平等に向けた取り組みを着実に進めしており、このままでは日本はますます世界の流れから取り残されてしまいます。女性差別撤廃条約と憲法を全面実施する立場で、あらゆる法制度・慣行をジエンダーの視点で見直す必要があります。

——女性差別撤廃条約選択議定書を早期に批准すること。

——選択的夫婦別姓制度の導入、再婚禁止期間や墮胎罪の廃止など法律に残されたすべての差別的条項を改正すること。未批准のILO条約の早期批准を進めること。

——「特別定額給付金」支給で大きな矛盾と混乱をもたらし、憲法の両性の平等の見地とも反する「世帯主規定」を廃止すること。

——同性婚を認める民法改正を行うこと。LGBT差別解消法を制定し、社会のあらゆる場面で権利保障と理解促進を図ること。